

# 境港市分別収集計画

令和4年6月

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。

そのためには、社会の構成全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、新たな施設の建設が困難な状況であり、最終処分場の延命化対策については、特に重要な施策となっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R+Renewable（発生回避、抑制、再利用、再資源化+再生資源への代替等）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4R+Renewableを推進するとともに、廃棄物の減量や廃棄物処理施設及び最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物を含めた8種13分別の適正な推進に向け、より一層啓発に努める。
- ② 廃品回収奨励制度を充実し、集団回収の促進を図るとともに、廃棄物の排出抑制を推進する。
- ③ 資源循環型社会を築くため、再生原料を利用した製品の活用や、正しいごみの出し方を指導するなど、市民の意識の高揚を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装（軟質プラスチック）を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

| 項 目     | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 1,803 | 1,787 | 1,770 | 1,753 | 1,736 |

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

◎容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の事業を継続して実施する。

① 廃棄物減量等推進審議会

識見を有する者、住民の代表者、関係行政機関の職員及び市の職員で組織し、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する重要な事項を審議する。

② 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の適正な処理及び減量のため、ごみの分け方、出し方の地域住民への指導を行う。

③ 古紙再資源化事業

家庭等で不要となった新聞・チラシ、段ボール紙、本・雑誌類を分別回収し、再資源化を促し、廃棄物の減量化を促進する。

④ 廃品回収推進団体奨励金交付制度

廃品回収を実施した団体に対し奨励金を交付し、家庭等から出る不要物の再資源化を促し、廃棄物の減量化を推進する。

⑤ 啓発活動

ごみの収集カレンダー及び分け方、出し方のポスターの市報折込及び市役所本庁舎、各公民館、清掃センター、リサイクルセンターでの配布により、資源回収への排出を啓発し、資源物の一般ごみへの混入を抑制する。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

◎最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次に定める。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                     | 収集に係る分別の区分 |
|---|------------|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミニウム製の容器                        | 缶          |
| 主として 無色のガラス製容器<br>ガラス製の 茶色のガラス製容器<br>容 器  その他のガラス製容器  | ガラスびん      |
| 主として段ボール製の容器  | 段ボール（古紙）   |
| 主として紙製の容器であって上記以外のもの<br>（飲料を充てんするためのものや特殊加工されたものを除く。） | 雑誌類（古紙）    |

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの | ペットボトル                         |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                     | 白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） |
|   | ペットボトル、白色トレイ以外の軟質プラスチック製容器包装   |

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

|  | 令和5年度      |            | 令和6年度      |            | 令和7年度      |            | 令和8年度      |            | 令和9年度      |            |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 主としてスチール製の容器   | 27 t       |            | 27 t       |            | 27 t       |            | 26 t       |            | 26 t       |            |
| 主としてアルミ製の容器  | 43 t       |            | 43 t       |            | 43 t       |            | 42 t       |            | 42 t       |            |
| 無色のガラス製容器  | (合計) 63 t  |            | (合計) 62 t  |            | (合計) 62 t  |            | (合計) 61 t  |            | (合計) 60 t  |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 63 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 62 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 62 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 61 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 60 t  |
| 茶色のガラス製容器  | (合計) 60 t  |            | (合計) 60 t  |            | (合計) 59 t  |            | (合計) 59 t  |            | (合計) 58 t  |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 60 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 60 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 59 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 59 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 58 t  |
| その他のガラス製容器   | (合計) 33 t  |            | (合計) 33 t  |            | (合計) 32 t  |            | (合計) 32 t  |            | (合計) 32 t  |            |
|  | (引渡) 33 t  | (独自) 0 t   | (引渡) 33 t  | (独自) 0 t   | (引渡) 32 t  | (独自) 0 t   | (引渡) 32 t  | (独自) 0 t   | (引渡) 32 t  | (独自) 0 t   |
| 主として段ボール製の容器   | 63 t       |            | 62 t       |            | 62 t       |            | 61 t       |            | 60 t       |            |
| 主として紙製容器包装であって上記以外のもの（飲料を充てんするためのもの及び特殊加工がしてあるものを除く）           | (合計) 1 t   |            | (合計) 1 t   |            | (合計) 1 t   |            | (合計) 1 t   |            | (合計) 1 t   |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 1 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 1 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 1 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 1 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 1 t   |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計) 66 t  |            | (合計) 65 t  |            | (合計) 65 t  |            | (合計) 64 t  |            | (合計) 63 t  |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 66 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 65 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 65 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 64 t  | (引渡) 0 t   | (独自) 63 t  |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                    | (合計) 228 t |            | (合計) 226 t |            | (合計) 224 t |            | (合計) 222 t |            | (合計) 220 t |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 228 t | (引渡) 0 t   | (独自) 226 t | (引渡) 0 t   | (独自) 224 t | (引渡) 0 t   | (独自) 222 t | (引渡) 0 t   | (独自) 220 t |
| (うち白色トレイ)  | (合計) 3 t   |            | (合計) 3 t   |            | (合計) 3 t   |            | (合計) 3 t   |            | (合計) 3 t   |            |
|  | (引渡) 0 t   | (独自) 3 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 3 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 3 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 3 t   | (引渡) 0 t   | (独自) 3 t   |

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、令和4年3月末の人口から、一般廃棄物処理基本計画による人口推移を勘案し、令和5年から令和9年の人口推移を次のとおり設定した。

| 令和5年度               | 令和6年度               | 令和7年度               | 令和8年度               | 令和9年度               |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 32,427 人<br>(対前年度比) | 32,135 人<br>(対前年度比) | 31,842 人<br>(対前年度比) | 31,532 人<br>(対前年度比) | 31,221 人<br>(対前年度比) |
| -0.892 %            | -0.9 %              | -0.912 %            | -0.974 %            | -0.986 %            |

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、次に掲げる容器包装廃棄物の収集体制については、以下のとおりとする。

| 容器包装廃棄物の種類                                      | 収集に係る分別の区分    | 収集・運搬段階       | 選別・保管等段階                 | 備考 |
|---|---------------|---------------|--------------------------|----|
| スチール缶<br>アルミ缶<br>無色ガラスびん<br>茶色ガラスびん<br>その他ガラスびん | びん缶類          | 委託業者による定期収集   | リサイクルセンターで選別保管           |    |
| 段ボール  | 段ボール<br>(古紙類) | 市・委託業者による定期収集 | 業者施設に直接搬入又は清掃センター古紙倉庫で保管 |    |
| 紙製容器包装<br>(段ボール及び飲料用紙製容器包装を除く)                  | 雑誌類<br>(古紙類)  | 市・委託業者による定期収集 | 業者施設に直接搬入又は清掃センター古紙倉庫で保管 |    |
| ペットボトル  | 資源ごみプラスチック類   | 委託業者による定期収集   | 業者施設に直接搬入                |    |
| 白色トレイ   | 資源ごみプラスチック類   | 委託業者による定期収集   | 業者施設に直接搬入                |    |
| 軟質プラスチック製容器包装                                   | 軟質プラスチック類     | 市による定期収集      | 業者施設に直接搬入                |    |

なお、現在、一部市民団体による廃品回収での回収及び清掃センター、リサイクルセンター、各公民館での分別回収が進んでいる一部飲料用紙製容器（牛乳パックのみ）については、引き続きこれらの団体及び箇所での分別収集を実施することとする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）をリサイクルセンターで選別、圧縮、保管等を行い、ストックヤードで保管を行う。また、定期収集のペットボトル・白色トレイ・軟質プラスチック製容器包装及び段ボール・紙製容器包装（飲料用紙製容器及び特殊加工したものを除く）は、業者施設へ直接搬入する。（市施設に直接搬入された物は一時保管の後、業者施設に搬入する。）

分別収集の用に供する施設計画

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類               | 収集に係る分別の区分   | 収集容器         | 収集車                                      | 中間処理   |
|--------------------------------|--------------|--------------|--|--|
| スチール缶                          | びん缶類         | プラスチックコンテナ   | 1.5 t 平ボディ車<br>2.0 t ダンプ車                | リサイクルセンター（選別、圧縮保管施設）<br>※カレットは選別後、色別保管<br>再利用びんは選別後、保管 |
| アルミ缶                           |              |              |  |  |
| 無色ガラスびん                        |              |              |  |  |
| 茶色ガラスびん                        |              |              |  |  |
| その他ガラスびん                       |              |              |  |  |
| 段ボール                           | 段ボール類（古紙類）   | 十文字に縛る       | 2.0 t パッカー車<br>2.0 t ダンプ車<br>2.0 t 平ボディ車 | 業者施設に直接搬入又は清掃センター古紙倉庫で保管                               |
| 紙製容器包装<br>（段ボール及び飲料用紙製容器包装を除く） | 雑誌・チラシ類（古紙類） | 十文字に縛る       | 2.0 t パッカー車<br>2.0 t ダンプ車<br>2.0 t 平ボディ車 | 業者施設に直接搬入又は清掃センター古紙倉庫で保管                               |
| ペットボトル                         | 資源ごみプラスチック類  | プラスチック収納ボックス | 2.0 t 平ボディ車                              | 業者施設に直接搬入又はリサイクルセンター倉庫で保管                              |
| 白色トレイ                          | 資源ごみプラスチック類  | プラスチック収納ボックス | 2.0 t 平ボディ車                              | 業者施設に直接搬入又はリサイクルセンター倉庫で保管                              |
| 軟質プラスチック製容器包装                  | 軟質プラスチック類    | ごみ袋          | 2.0 t パッカー車                              | 業者施設に直接搬入  |

分別収集に必要な施設計画（その1）

| 施設の種類                   | 対象とする容器包装<br>廃棄物等の種類、量等                | 施設等の仕様（形状、形式、<br>能力、数量等）及び整備計画   | 管理主体等                        | 参 考 欄<br>(現有施設状況)                                    |
|-------------------------|--|--|------------------------------|--|
| 【排出段階】                  |  |  |                              |  |
| 1.排出容器                  |  |  |                              |  |
| 1.1<br>プラスチック<br>コンテナ   | びん缶類<br>(びん、缶分別及<br>び、びんの色別<br>分別必要なし) | (仕様)<br>容量：70ℓ<br>コンテナ1個の有効寸法<br>545mm×395mm×310mm<br>数量：収集拠点箇所<br>1カ所当たり<br>5～30個   | 市<br><br>設置及び回<br>収は委託業<br>者 | 分別収集・<br>処理は、容<br>器包装リサ<br>イクル法に<br>準じたもの<br>になっている。 |
| 1.2<br>プラスチック<br>収納ボックス | 資源ごみプラステ<br>ック類<br>(ペットボトル、<br>白色トレイ)  | (仕様)<br>容量：700ℓ<br>ボックス1個の有効寸法<br>1190mm×710mm×1160mm<br>数量：収集拠点箇所<br>1カ所当たり<br>1～3個 | 市<br><br>回収は委託<br>業者         | 分別収集・<br>処理は、容<br>器包装リサ<br>イクル法に<br>準じたもの<br>になっている。 |
| 1.3<br>指定ごみ袋            | 軟質プラスチック類                              | (仕様)<br>指定ごみ袋 25ℓ、50ℓ  |                              |  |
| 2.集積場所                  |  |  |                              |  |
|                         | びん缶類                                   | 資源ごみびん缶類集積場所<br>(市内350カ所)  | 自治会                          | 廃棄物減量<br>等推進員が<br>出し方、分<br>け方の指導<br>を行っている。          |
|                         | 段ボール<br>紙製容器包装                         | 古紙集積場所<br>(市内148カ所)  | 自治会                          |  |
|                         | 資源ごみプラステ<br>ック類<br>(ペットボトル)            | 各地区公民館、集会所<br>小、中学校、スーパーマーケットほか<br>(市内60カ所)  | 市                            |  |
|                         | 資源ごみプラステ<br>ック類<br>(白色トレイ)             | 各地区公民館、集会所<br>小、中学校、ほか<br>(市内56カ所)   | 市                            |  |
|                         | 軟質プラスチック類                              | 可燃物集積場所<br>(市内700カ所)   | 自治会                          |  |

分別収集に必要な施設計画（その2）

| 【運搬段階】 |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 1.回収車両 |   |   |   |   |
|        | <p>(仕 様)</p> <p>① びん缶類</p> <p>② 段ボール<br/>及び紙製容器<br/>包装</p> <p>③ ペットボトル</p> <p>④ 白色トレイ</p> <p>⑤ 軟質プラス<br/>チック類</p> | <p>形 状：平ボディ<br/>積載量：1.5 t<br/>数 量：3台</p> <p>形 状：平ボディ<br/>積載量：2 t<br/>数 量：1台</p> <p>形 状：パッカー車<br/>積載量：2 t<br/>数 量：3台</p> <p>形 状：ダンプ<br/>積載量：2 t<br/>数 量：1台</p> <p>形 状：平ボディ<br/>積載量：2 t<br/>数 量：2台</p> <p>形 状：平ボディ<br/>積載量：2 t<br/>数 量：2台</p> <p>形 状：パッカー車<br/>積載量：2 t<br/>数 量：1台</p> | <p>委託業者</p> <p>市<br/>及び<br/>委託業者</p> <p>委託業者</p> <p>委託業者</p> <p>市</p> | <p>収 集</p> <p>収 集</p> <p>収 集</p> <p>収 集</p> <p>収 集</p> <p>収 集</p> |



分別収集に必要な施設計画（その3）

| 【中間処理段階】   |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 1.再生施設   |  |  |  |  |
| <p>リサイクルセンター</p> <p>①選別・圧縮設備</p> <p>②ストックヤード</p> <p>清掃センター古紙倉庫</p> | <p>びん缶類<br/>(びん類は無色、茶色、その他分別。缶類はスチール、アルミ缶分別)</p> <p>段ボール紙製容器包装</p> | <p>(仕様)</p> <p>主要機器：受入ホッパー<br/>コンベア、磁選機<br/>手選別コンベア<br/>アルミ選別機<br/>鉄・アルミ圧縮機</p> <p>処理能力：10t/5H</p> <p>形状：上屋付ストックヤード<br/>ストックスペース</p> <p>缶類：スチール・アルミ共用 104㎡<br/>びん類：無色 66㎡<br/>茶色 48㎡<br/>その他 25㎡</p> <p>プラスチック類：ペットボトル 65㎡<br/>白色トレイ 46㎡</p> <p>形状：上屋付ストックヤード<br/>ストックスペース<br/>段ボール、新聞・チラシ、本・雑誌類 共用 199㎡</p> | <p>市</p> <p>ただし処理は委託業者</p> <p>市</p> <p>市</p> | <p>リサイクルセンター<br/>所在地<br/>境港市夕日ヶ丘2丁目<br/>119番地6</p> <p>清掃センター<br/>所在地<br/>境港市中野町<br/>2080番地</p> |

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取り組みを継続する。

（1）廃棄物減量等推進員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効果的に行うため、廃棄物減量等推進員と協力して、分別の指導及び啓発の強化を図る。

（廃棄物減量等推進員は、地区自治連合会から推薦を受けて委嘱した者）

- ・ 発 足：平成6年9月
- ・ 任 期：2年
- ・ 主な任務
  - ①地域住民に対する分別排出の啓発及び指導
  - ②排出状況及び地域住民からの要望等の連絡

（2）廃品回収の促進

子供会・自治会等における廃品回収を促進するため、廃品回収推進団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する。